

市第61号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人市民の会寿アルクの項を削り、同表特定非営利活動法人アクションポート横浜の項中「中区山下町25番地の1」を「中区山下町94番地」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人こまちぶらす	戸塚区戸塚町145番地の6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで
-----------------	---------------	------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人市民の会寿アルクの項を削る改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人市民の会寿アルクの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加する等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第29条の4の3第2項の期間
<u>特定非営利活動法人市民の会寿</u> <u>アルク</u>	<u>中区松影町3丁目11番地の</u> <u>2</u>	<u>平成25年1月1日から</u> <u>平成30年12月31日まで</u>
(省 略)		
特定非営利活動法人アクション ポート横浜	<u>中区山下町94番地</u> <u>中区山下町25番地の1</u>	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
<u>特定非営利活動法人こまちぶら</u> <u>す</u>	<u>戸塚区戸塚町145番地の6</u>	<u>平成30年1月1日から</u> <u>平成35年12月31日まで</u>

